

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年 7 月29日
【計算期間】 第14期中（自 平成22年11月 1 日 至 平成23年 4 月30日）
【ファンド名】 外貨建マネー・マーケット・ファンド
(GAIKADATE MONEY MARKET FUND)
【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 石井 純一
取締役 神津 剛志
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップ
マン通り 1 B
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of
Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 三浦 健
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【ファンドの運用状況】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理する外貨建マネー・マーケット・ファンド（Gaikadate Money Market Fund）（以下「トラスト」という。）の運用状況は次のとおりである。トラストはサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオ、英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオから成る。（以下、各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンド受益証券を「ファンド証券」という。）

（１）【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

米ドル・ポートフォリオ

（2011年5月末日現在）

資産の種類	通貨	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	米ドル	479,519,419.17	78.81
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		128,938,497.97	21.19
合計		608,457,917.14 （49,212百万円）	100.00

英ポンド・ポートフォリオ

（2011年5月末日現在）

資産の種類	通貨	時価合計 （英ポンド）	投資比率 （％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	英ポンド	17,968,360.99	79.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,573,781.87	20.29
合計		22,542,142.86 （3,013百万円）	100.00

ユーロ・ポートフォリオ

（2011年5月末日現在）

資産の種類	通貨	時価合計 （ユーロ）	投資比率 （％）
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ユーロ	23,944,952.23	65.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		12,421,455.54	34.16
合計		36,366,407.77 （4,228百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドル、英ポンドおよびユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成23年5月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝80.88円、１英ポンド＝133.64円および１ユーロ＝116.27円）による。以下同じ。

（注３）トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、米ドル・ポートフォリオ、英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオの受益証券はそれぞれ米ドル建て、英ポンド建ておよびユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り各サブ・ファンドの基準通貨をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場

合もある。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2011年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2010年６月末日	556,267	44,991	0.01	1
７月末日	555,805	44,954	0.01	1
８月末日	570,479	46,140	0.01	1
９月末日	583,457	47,190	0.01	1
10月末日	591,791	47,864	0.01	1
11月末日	581,182	47,006	0.01	1
12月末日	584,280	47,257	0.01	1
2011年１月末日	621,003	50,227	0.01	1
２月末日	631,134	51,046	0.01	1
３月末日	602,369	48,720	0.01	1
４月末日	594,566	48,088	0.01	1
５月末日	608,458	49,212	0.01	1

英ポンド・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
2010年6月末日	26,573	3,551	0.01	1
7月末日	26,160	3,496	0.01	1
8月末日	25,704	3,435	0.01	1
9月末日	25,238	3,373	0.01	1
10月末日	24,741	3,306	0.01	1
11月末日	24,743	3,307	0.01	1
12月末日	24,446	3,267	0.01	1
2011年1月末日	24,490	3,273	0.01	1
2月末日	23,794	3,180	0.01	1
3月末日	23,370	3,123	0.01	1
4月末日	23,226	3,104	0.01	1
5月末日	22,542	3,013	0.01	1

ユーロ・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2010年6月末日	34,348	3,994	0.01	1
7月末日	34,241	3,981	0.01	1
8月末日	34,374	3,997	0.01	1
9月末日	33,924	3,944	0.01	1
10月末日	34,653	4,029	0.01	1
11月末日	34,190	3,975	0.01	1
12月末日	34,268	3,984	0.01	1
2011年1月末日	35,484	4,126	0.01	1
2月末日	34,066	3,961	0.01	1
3月末日	33,499	3,895	0.01	1
4月末日	36,673	4,264	0.01	1
5月末日	36,366	4,228	0.01	1

【分配の推移】

ファンド証券の1口当たりの純資産額を米ドル・ポートフォリオ、英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオについて、それぞれ0.01米ドル、0.01英ポンド、0.01ユーロに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月最終の取引日に、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

下記は前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額を表示した。

	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ ポートフォリオ	ユーロ・ポートフォリオ
最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）		
	米ドル	英ポンド	ユーロ
2010年6月30日	0.000212	0.000242	0.000194
7月30日	0.000162	0.000207	0.000173
8月31日	0.000155	0.000213	0.000173
9月30日	0.000130	0.000199	0.000149
10月29日	0.000114	0.000169	0.000178
11月30日	0.000130	0.000203	0.000229
12月31日	0.000124	0.000204	0.000219
2011年1月31日	0.000128	0.000211	0.000235
2月28日	0.000113	0.000208	0.000240
3月31日	0.000133	0.000264	0.000288
4月27日	0.000114	0.000234	0.000278
5月31日	0.000121	0.000269	0.000392

2011年5月末日までの1年間における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりである。

	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ ポートフォリオ	ユーロ・ポートフォリオ
	100口当たり分配金合計（源泉課税後）		
2010年6月 - 2011年5月	0.001636米ドル	0.002623英ポンド	0.002748ユーロ

【収益率の推移】

	収益率（注）		
	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ ポートフォリオ	ユーロ・ポートフォリオ
2010年6月1日 - 2011年5月31日	0.1636%	0.2623%	0.2748%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、2011年5月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2011年5月31日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

2【販売及び買戻しの実績】

2011年5月末日までの1年間における販売及び買戻しの実績ならびに2011年5月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻し口数	発行済口数
55,216,400,267 (55,216,400,267)	50,762,135,052 (50,762,135,052)	60,845,791,714 (60,845,791,714)

英ポンド・ポートフォリオ

販売口数	買戻し口数	発行済口数
414,929,335 (414,929,335)	803,965,906 (803,965,906)	2,254,214,286 (2,254,214,286)

ユーロ・ポートフォリオ

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,276,231,818 (1,276,231,818)	1,089,477,287 (1,089,477,287)	3,636,640,777 (3,636,640,777)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。
- 1）米ドル・ポートフォリオ＝米ドル
 - 2）英ポンド・ポートフォリオ＝英ポンド
 - 3）ユーロ・ポートフォリオ＝ユーロ

日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、下記に掲げた各通貨の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成23年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 米ドル＝80.88円

1 英ポンド＝133.64円

1 ユーロ＝116.27円

（１）【資産及び負債の状況】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

連結純資産計算書

2011年４月30日現在

（単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル）

		米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		ユーロ・ポートフォリオ		連結	
	注	米ドル	千円	英ポンド	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産									
投資有価証券時価評価額	2.3	500,948,717	40,516,732	21,206,293	2,834,009	25,922,860	3,014,051	573,620,227	46,394,404
投資有価証券取得原価		500,638,602	40,491,650	21,182,268	2,830,798	25,885,104	3,009,661	573,215,567	46,361,675
現金預金		94,081,144	7,609,283	2,047,029	273,565	10,803,375	1,256,108	113,182,414	9,154,194
未収銀行利息		418	34	24	3	348	40	965	78
債券に係る未収利息		-	-	3,485	466	-	-	5,740	464
資産合計		595,030,279	48,126,049	23,256,831	3,108,043	36,726,583	4,270,200	686,809,346	55,549,140
負債									
未払管理報酬	3	31,847	2,576	2,182	292	3,706	431	40,838	3,303
未払投資顧問報酬	4	79,934	6,465	6,546	875	11,120	1,293	106,906	8,647
未払専門家報酬		26,809	2,168	1,247	167	1,573	183	31,153	2,520
未払保管報酬	5	21,736	1,758	1,489	199	2,530	294	27,873	2,254
未払販売会社報酬	6	159,255	12,881	10,908	1,458	18,533	2,155	204,206	16,516
未払発行税	7	4,459	361	174	23	275	32	5,147	416
未払分配金		86,848	7,024	6,888	921	13,008	1,512	117,131	9,474
その他の未払金		53,562	4,332	1,086	145	2,886	336	59,551	4,816
負債合計		464,450	37,565	30,520	4,079	53,631	6,236	592,805	47,946
純資産		594,565,829	48,088,484	23,226,311	3,103,964	36,672,952	4,263,964	686,216,541	55,501,194
発行済受益証券		59,456,582,858 口		2,322,631,069 口		3,667,295,165 口			
1口当たり純資産価格		0.01 米ドル	1 円	0.01 英ポンド	1 円	0.01 ユーロ	1 円		

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

	2011年4月30日終了期間		2010年10月31日終了年度		2009年10月31日終了年度	
米ドル・ポートフォリオ	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期末現在発行済受益証券口数	59,456,582,858	口	59,179,098,564	口	53,730,058,568	口
期末現在純資産総額	594,565,829	48,088,484	591,790,986	47,864,055	537,300,586	43,456,871
期末現在受益証券1口当たり純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
英ポンド・ポートフォリオ	英ポンド	千円	英ポンド	千円	英ポンド	千円
期末現在発行済受益証券口数	2,322,631,069	口	2,474,110,245	口	2,626,935,126	口
期末現在純資産総額	23,226,311	3,103,964	24,741,102	3,306,401	26,269,351	3,510,636
期末現在受益証券1口当たり純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
ユーロ・ポートフォリオ	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期末現在発行済受益証券口数	3,667,295,165	口	3,465,325,079	口	3,361,772,798	口
期末現在純資産総額	36,672,952	4,263,964	34,653,251	4,029,133	33,617,728	3,908,733
期末現在受益証券1口当たり純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2011年4月30日現在

注1．概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（「ファンド」）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法パートの条文により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（「契約型投資信託」）である。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立され、その登記上の事務所をミュンスバッハに有するジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイにより、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙に公告された約款に従って管理・運用される。直近の約款の変更は、2004年3月27日に公告されたものである。

2011年4月30日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、3つのサブ・ファンドを有している。

- 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始
- 英ポンド・ポートフォリオ、1998年8月13日付で運用開始
- ユーロ・ポートフォリオ、1998年8月13日付で運用開始

2011年4月30日現在、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、以下のファンドの管理会社に任命されている。

- アラムコ・グローバル・ファンド
- D I A M ファンド
- D I A M グローバル・ファンド
- D I A M リージョナル・エクイティ・ファンド
- D K A インターナショナル・ファンド
- D L I B J オープン・ファンド
- ユーロ・アドバンス・ファンド
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- I E 96オープン・ファンド
- M H T B ジャパン・エクイティ・ファンド - S I F
- みずほ ファンド・シリーズ
- みずほTBファンド - S I F
- M L セレクティッド・ファンド・シリーズ
- ニッコウAM ワールド・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- T M A アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・ファンド
- T M A アンブレラ・ファンド
- T M A アンブレラ・ファンド
- 東京マリン・ファンド
- トップマネジャー
- トップマネジャー・セレクション

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 連結財務書類

連結純資産計算書、連結運用および純資産変動計算書は、個々のサブ・ファンドの純資産計算書および運用計算書の合計を表しており、期末現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。

2.3 有価証券への投資

各サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。各ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.4 投資有価証券の売却に係る実現純損益

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定される。

2.5 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

期末現在の為替レートは以下のとおりである。

1 ユーロ	=	1.456米ドル
1 英ポンド	=	1.64705米ドル
1 日本円	=	0.012204796米ドル

2.6 共通費の割当

各サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、各サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注3．管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの純資産から、四半期毎に当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大年率0.06%（米ドル・ポートフォリオについては四半期につき最低5,500ドル、英ポンド・ポートフォリオについては四半期につき最低3,300英ポンドおよびユーロ・ポートフォリオについては四半期につき最低5,000ユーロ）で支払われる管理報酬を受領する権利を有する。

注4．投資顧問報酬

外貨建マネー・マーケット・ファンドの投資顧問会社は、各サブ・ファンドの純資産から、各サブ・ファンドの当該四半期中の日々の平均純資産額の以下の最大年率で四半期毎に支払われる顧問報酬を受領する権利を有する。

米ドル・ポートフォリオ

- 2億米ドル未満	0.18%
- 2億米ドル超 5億米ドル未満	0.15%
- 5億米ドル超 20億米ドル未満	0.10%
- 20億米ドル超	0.09%

英ポンド・ポートフォリオ

- 1億2千万英ポンド未満	0.18%
- 1億2千万英ポンド超 3億英ポンド未満	0.15%
- 3億英ポンド超 12億英ポンド未満	0.10%
- 12億英ポンド超	0.09%

1年に付き、最低36,000英ポンド。

ユーロ・ポートフォリオ

- 2億ユーロ未満	0.18%
- 2億ユーロ超 5億ユーロ未満	0.15%
- 5億ユーロ超 20億ユーロ未満	0.10%
- 20億ユーロ超	0.09%

1年に付き、最低55,000ユーロ。

注5．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

注6．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売された各サブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

注7．税制

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注8．分配金

管理会社は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。各サブ・ファンドの発行済受益証券に関する

分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各サブ・ファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該サブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

（２）【投資有価証券明細表等】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

米ドル ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2011年４月30日現在

（単位：米ドル）

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	時価の対純 資産比率
			(米ドル)	(米ドル)	(%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
45 000 000	BNP PARIBAS SA (AUSTRALIA) (USD) CP 24/08/11	米ドル	44 896 165	44 932 307	7.56
45 000 000	MACQUARIE BANK LIMITED CP (USD) 15/07/11	米ドル	44 912 047	44 954 264	7.56
	オーストラリア合計		89 808 212	89 886 571	15.12
フランス					
40 000 000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL CP (USD) 07/09/11	米ドル	39 906 176	39 932 692	6.72
	フランス合計		39 906 176	39 932 692	6.72
ドイツ					
40 000 000	COMMERZBANK AG ECP (USD) 15/08/11	米ドル	39 953 587	39 958 870	6.72
40 000 000	LANDESBANK HESSEN-THURINGEN GIROZENTRALE CP (USD) 15/08/11	米ドル	39 952 612	39 957 661	6.72
	ドイツ合計		79 906 199	79 916 531	13.44
韓国					
45 000 000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (USD) 20/06/11	米ドル	44 937 811	44 964 936	7.56
	韓国合計		44 937 811	44 964 936	7.56
スウェーデン					
26 500 000	STOCKHOLM (CITY OF) CP (USD) 27/05/11	米ドル	26 479 919	26 492 534	4.46
	スウェーデン合計		26 479 919	26 492 534	4.46
イギリス					
45 000 000	CREDIT AGRICOLE (LONDON) CP (USD) 12/09/11	米ドル	44 886 363	44 916 299	7.55
45 000 000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) - USD- CP 12/08/11	米ドル	44 940 604	44 948 393	7.56
45 000 000	PRUDENTIAL PLC CP (USD) 26/09/11	米ドル	44 925 536	44 926 509	7.56
45 000 000	SOCIETE GENERALE (LONDON) (USD) CP 10/06/11	米ドル	44 940 080	44 978 530	7.55
40 000 000	STANDARD CHARTERED BANK (USD) 26/05/11	米ドル	39 907 702	39 985 722	6.73
	イギリス合計		219 600 285	219 755 453	36.95
	コマーシャル・ペーパー合計		500 638 602	500 948 717	84.25
	金融市場商品合計		500 638 602	500 948 717	84.25

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

米ドル ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2011年 4 月30日現在

（対純資産比率）

	%
銀行・その他の金融機関	72.23
保険	7.56
市、地方自治体	4.46
	84.25

米ドル ポートフォリオ
投資有価証券の地域別分類

2011年 4 月30日現在

（対純資産比率）

	%
イギリス	36.95
オーストラリア	15.12
ドイツ	13.44
韓国	7.56
フランス	6.72
スウェーデン	4.46
	84.25

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

英ポンド・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2011年4月30日現在

(単位:英ポンド)

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	時価の対純 資産比率
			(英ポンド)	(英ポンド)	(%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
1 500 000	BNP PARIBAS SA (AUSTRALIA) (GBP) CP 24/08/11	英ポンド	1 492 598	1 495 175	6.44
1 500 000	MACQUARIE BANK LIMITED CP (GBP) 15/07/11	英ポンド	1 494 473	1 497 125	6.44
	オーストラリア合計		2 987 071	2 992 300	12.88
フランス					
1 750 000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL ECP (GBP) 07/09/11	英ポンド	1 740 000	1 742 826	7.50
	フランス合計		1 740 000	1 742 826	7.50
ドイツ					
1 500 000	COMMERZBANK AG ECP (GBP) 15/08/11	英ポンド	1 495 716	1 496 203	6.44
1 500 000	LANDESBANK HESSEN-THURINGEN GIROZENTRALE CP (GBP) 15/08/11	英ポンド	1 495 800	1 496 248	6.45
	ドイツ合計		2 991 516	2 992 451	12.89
オランダ					
1 750 000	TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) (GBP) CP 28/04/11	英ポンド	1 747 396	1 750 000	7.53
	オランダ合計		1 747 396	1 750 000	7.53
韓国					
1 750 000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (GBP) 20/06/11	英ポンド	1 745 998	1 747 744	7.52
	韓国合計		1 745 998	1 747 744	7.52
イギリス					
1 500 000	BARCLAYS BANK PLC 0.800% 12/05/11	英ポンド	1 500 185	1 500 028	6.46
1 500 000	CREDIT AGRICOLE (LONDON) CP (GBP) 12/09/11	英ポンド	1 492 410	1 494 286	6.43
1 750 000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) - GBP- CP 12/08/11	英ポンド	1 744 868	1 745 541	7.52
1 750 000	PRUDENTIAL PLC CP (GBP) 26/09/11	英ポンド	1 743 641	1 743 724	7.51
1 750 000	SOCIETE GENERALE (LONDON) (GBP) ECP10/06/11	英ポンド	1 745 409	1 748 355	7.53
1 750 000	STANDARD CHARTERED BANK (GBP) 26/05/11	英ポンド	1 743 774	1 749 038	7.53
	イギリス合計		9 970 287	9 980 972	42.98
	コマーシャル・ペーパー合計		21 182 268	21 206 293	91.30
	金融市場商品合計		21 182 268	21 206 293	91.30

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

英ポンド・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2011年4月30日現在

（対純資産比率）

	%
銀行・その他の金融機関	76.26
金融、投資およびその他の多角経営企業	7.53
保険	7.51
	91.30

投資有価証券の地域別分類

2011年4月30日現在

（対純資産比率）

	%
イギリス	42.98
ドイツ	12.89
オーストラリア	12.88
オランダ	7.53
韓国	7.52
フランス	7.50
	91.30

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

ユーロ ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2011年4月30日現在

(単位:ユーロ)

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	時価の対純 資産比率
			(ユーロ)	(ユーロ)	(%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
2 000 000	BNP PARIBAS SA (AUSTRALIA) (EUR) CP 24/08/11	ユーロ	1 988 503	1 992 504	5.43
2 000 000	MACQUARIE BANK LIMITED CP (EUR) 15/07/11	ユーロ	1 991 123	1 995 384	5.44
	オーストラリア合計		3 979 626	3 987 888	10.87
フランス					
2 000 000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL (EUR) ECP 07/09/11	ユーロ	1 987 202	1 990 819	5.43
2 500 000	SOCIETE GENERALE (EUR) CP 10/06/11	ユーロ	2 491 891	2 496 994	6.81
	フランス合計		4 479 093	4 487 813	12.24
ドイツ					
2 000 000	COMMERZBANK AG ECP (EUR) 15/08/11	ユーロ	1 991 291	1 992 283	5.43
2 000 000	LANDESBANK HESSEN-THURINGEN GIROZENTRALE CP (EUR) 15/08/11	ユーロ	1 991 833	1 992 702	5.44
	ドイツ合計		3 983 124	3 984 985	10.87
アイルランド					
2 500 000	CATERPILLAR INTERNATIONAL FINANCE LTD ECP (EUR) 28/04/11	ユーロ	2 495 581	2 500 000	6.82
	アイルランド合計		2 495 581	2 500 000	6.82
韓国					
2 000 000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (EUR) 20/06/11	ユーロ	1 994 739	1 997 034	5.45
	韓国合計		1 994 739	1 997 034	5.45
イギリス					
2 000 000	CREDIT AGRICOLE (LONDON) CP (EUR) 12/09/11	ユーロ	1 986 045	1 989 721	5.43
2 500 000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON)- EUR- CP 12/08/11	ユーロ	2 489 370	2 490 764	6.78
2 500 000	PRUDENTIAL PLC CP (EUR) 26/09/11	ユーロ	2 485 738	2 485 925	6.78
2 000 000	STANDARD CHARTERED BANK (EUR) 26/05/11	ユーロ	1 991 788	1 998 730	5.45
	イギリス合計		8 952 941	8 965 140	24.44
	コマーシャル・ペーパー合計		25 885 104	25 922 860	70.69
	金融市場商品合計		25 885 104	25 922 860	70.69

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

ユーロ ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2011年4月30日現在

（対純資産比率）

	%
銀行・その他の金融機関	57.09
金融、投資およびその他の多角経営企業	6.82
保険	6.78
	70.69

投資有価証券の地域別分類

2011年4月30日現在

（対純資産比率）

	%
イギリス	24.44
フランス	12.24
オーストラリア	10.87
ドイツ	10.87
アイルランド	6.82
韓国	5.45
	70.69

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

管理会社の資本金は500,000ユーロ（約5,814万円）で、2011年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約2,907円）の記名式株式2万株を発行済である。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的は、投資信託の設定、管理および運用等の様々な業務を行うこと、および、ミューチュアル・ファンドについてはそれに加えて資産に対する不可分の共有持分権を証明する証書または文書を発行することである。管理会社は、かかる投資信託の管理、運営および宣伝に関わるあらゆる活動（投資信託のための契約の締結、証券の販売、購入、換金および交付、ルクセンブルグまたは海外の債務証券の登録簿への登録および譲渡、ならびに、投資信託および受益者のためのあらゆる権利および特典、とりわけファンド資産を構成する証券に付随するあらゆる投票権の行使など）を行う。管理会社は、法律の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をダイアム・インターナショナル・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務・所在地事務・支払事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、平成23年5月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託19本、ルクセンブルグ籍契約型オープン・エンド型投資信託3本およびケイマン籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託2本の管理・運用をしており、その純資産総額は、4,397,138,524.41米ドル、22,542,142.86英ポンド、350,339,841.40ユーロ、201,225,118,156円、8,151,813.73カナダドルの合計である。

（３）【その他】

本書提出前6か月間において管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条5項ただし書の規定適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成23年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝116.27円）を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2010年12月31日現在

（単位：ユーロ）

	2010年		2009年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
その他の譲渡可能有価証券	193	22	196	23
債権				
販売および業務提供による一年以内期限到来債権（注５）	69,426	8,072	77,283	8,986
現金預金	706,754	82,174	712,065	82,792
	776,373	90,269	789,544	91,800
負債				
資本金および準備金（注３）				
発行済資本金	500,000	58,135	500,000	58,135
準備金				
法定準備金	14,820	1,723	14,810	1,722
前期繰越利益	191,712	22,290	191,524	22,268
当期利益／（損失）	(5,416)	(630)	198	23
	701,116	81,519	706,532	82,148
負債性引当金および費用性引当金（注４）				
課税引当金	472	55	472	55
債務				
関連会社に対する一年以内期限到来債務（注５）	63,871	7,426	72,190	8,394
その他の債務				
一年以内期限到来債務	10,914	1,269	10,350	1,203
	776,373	90,269	789,544	91,800

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益の状況】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2010年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

	2010年		2009年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
総費用（注６）	9,363	1,089	5,816	676
その他の税金	3,410	396	4,731	550
当期利益	-	-	198	23
	12,773	1,485	10,745	1,249
収益				
その他の利息収入および類似収益	7,357	855	10,745	1,249
当期損失	5,416	630	-	-
	12,773	1,485	10,745	1,249

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2010年12月31日現在

注１．概況

管理会社（以下「当社」という。）は、当初ＩＢＪファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと呼ばれ、1994年１月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年５月16日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

1995年８月23日以降、当社の目的は、投資信託の設定、管理および運用を行うことであり、さらに契約型投資信託に関しては、ファンドに対する不可分の共有持分権を証明する証書または文書を発行することである。

当社は、以下のルクセンブルグおよびケイマンの契約型投資信託に対し、責任を負っている。

ルクセンブルグの契約型投資信託

- アラムコ・グローバル・ファンド
 - * グローバル・フィクスト・インカム・アクティブ・ポートフォリオ
- D I A M ファンド
 - * D i a m ジャパン・セレクション
 - * D i a m ジャパン・スモール・キャップ・ファンド（2010年４月６日設立）
 - * D i a m J - R e i t ファンド（2010年４月20日償還）
 - * D i a m マルチカレンシー・ファンド
 - * D i a m パシフィック・ファンド（2010年12月７日償還）
- D I A M グローバル・ファンド
 - * D i a m H I R グローバル・アロケーション・ファンド
- D I A M リージョナル・エクイティ・ファンド
 - * カナディアン・パッシブ・エクイティ・ポートフォリオ
 - * ヨーロピアン H I R エクイティ・ポートフォリオ
 - * パシフィック・パッシブ・エクイティ・ポートフォリオ
 - * U S H I R エクイティ・ポートフォリオ
- D K A インターナショナル・ファンド
 - * ボンド・ポートフォリオ
 - * エクイティ・ポートフォリオ
- D L I B J オープン・ファンド
 - * G F 97
- ユーロ・アドバンス・ファンド
 - * グローバル・エクイティ・ファンド
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
 - * ユーロ・ポートフォリオ
 - * 英ポンド・ポートフォリオ
 - * 米ドル・ポートフォリオ
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
 - * グローバル・プロパティ・ヨーロピアン・インカム・ファンド
 - * グローバル・プロパティ・ヨーロピアン・グロース・ファンド
- I E 96オープン・ファンド
- M H T B ジャパン・エクイティ・ファンド（2010年９月24日設立）
- みずほ ファンド・シリーズ
 - * ユーロ・マンスリー・インカム・ファンド
- みずほ T B ファンド
 - * ジャパン・エクイティ・リサーチ・バリュー・プラス（2010年９月24日設立）

- M L セレクティッド・ファンド・シリーズ
 - * みずほ ラザード・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド(適格機関投資家向け)
- ニッコウAM ワールド・ファンド
 - * ニッコウAM インテック・グローバル・ケア・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
 - * ヨーロピアン・ボンド・アクティブ・ファンド
 - * ヨーロピアン・ボンド・インカム・ファンド
 - * ヨーロピアン・エクイティ・アクティブ・ファンド
 - * NZ US ハイグレード・インカム・ファンド
 - * US ボンド・インカム・ファンド
- TMA アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・ファンド A
- TMA アンブレラ・ファンド
 - * エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ
 - * グローバル・エクイティ・ポートフォリオ
 - * グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ
 - * ヘッジド・インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ(2010年8月10日償還)
 - * ヘッジド・インターナショナル・ボンド・ポートフォリオ
 - * インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ
 - * インターナショナル・ボンド・ポートフォリオ
 - * TMRA グローバル・インカム・ポートフォリオ
 - * 円ヘッジド・インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ
 - * TMA TN コクサイ・ポートフォリオ
 - * TMA GO ヨーロピアン・フォーカス・ポートフォリオ
 - * TMA TN ACWI ポートフォリオ(2010年1月28日設立)
- TMA アンブレラ・ファンド
 - * TMA アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・マスターファンド
- 東京マリン・ファンド
 - * ファー・イースト・エクイティ・ポートフォリオ
- トップマネジャー
 - * トップマネジャー (安定コース)
 - * トップマネジャー (バランスコース)
 - * トップマネジャー (積極コース)
- トップマネジャー・セレクション
 - * キャピタル・ガーディアン・グローバル・エクイティ・ポートフォリオ
 - * FFW グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ
 - * ペイデン・アンド・リゲル・グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ

ケイマンの契約型投資信託

- みずほ グローバル・セレクティッド・アンブレラ・ユニット・トラスト
 - * みずほ ストラテジック・コモディティーズ・ファンド
- みずほ アンブレラ・ユニット・トラスト
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2007 - 11
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 02
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 02(適格機関投資家向け)
(償還手続中)
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 03(適格機関投資家向け)
(償還手続中)
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 03(日本円)(適格機関投資家向け)(償還手続中)

注２．重要な会計方針

年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国における一般に認められた会計原則および施行されている規則に従って作成される。

貸借対照表および損益計算書は、商業登記および会社登記ならびに企業の会計および年次財務書類に関連する2002年12月19日の法律（「2002年12月19日法」）により規定されたレイアウトに従って作成されている。

当社は、以下の会計方針を採用する。

損益計算書の表示

2002年12月19日法第47条に従い、当社は下記の項目を、「総費用」または「総収益」の科目の下に結合した。

- 純売上
- その他の営業収入
- その他の対外費用

外貨換算

当社は、会計帳簿をユーロ（ユーロ）で記帳しており、年次財務書類を当該ユーロで表示している。

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

この結果、未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益及び費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

注３．資本金および準備金

発行済資本金

2010年および2009年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式20,000株で表章される50万ユーロであった。

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越利益控除後の年次純利益の5%を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10%相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効する。

法定準備金の変動は、下記の通りである。：

（単位：ユーロ）

	2010年	2009年
期首残高	14,810	13,639
利益からの積立	10	1,171
決算残高	14,820	14,810

前期繰越利益

（単位：ユーロ）

	2010年	2009年
期首現在前期繰越利益	191,524	169,287
前期利益	198	23,408
法定準備金への積立	(10)	(1,171)
期末現在前期繰越利益	191,712	191,524

注４．負債性引当金および費用性引当金

当該科目には、当期の納税引当金が含まれている。

数個の契約型投資信託を管理運用する当社は、ルクセンブルグ税務当局により、法人所得税、都市事業税および資産税の対象となる商事会社であると考えられている。

注５．販売および業務提供による債権

当社が業務を提供するファンドの各種目論見書に記載したとおり、当社は、管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の中から、当社は投資顧問報酬、保管報酬および管理事務報酬を支払う。

当社は、遂行業務への報酬として、以下のファンドに関し各サブ・ファンドにつき毎年500米ドル、1,000米ドルまたは50,000円の固定管理報酬を受領する権利を有する契約を第三者との間で締結した。

- アラムコ・グローバル・ファンド
- D I A M ファンド
- D I A M グローバル・ファンド
- D I A M リージョナル・エクイティ・ファンド
- D K A インターナショナル・ファンド
- D L I B J オープン・ファンド
- ユーロ・アドバンス・ファンド
- I E 96オープン・ファンド
- みずほ T B ファンド
- M L セレクティッド・ファンド・シリーズ
- M H T B ジャパン・エクイティ・ファンド
- ニッコウAM ワールド・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- T M A アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・ファンド
- T M A アンブレラ・ファンド

当社はまた、以下のファンドの資産から年率0.005%の料率において各シリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる報酬を受領する権利を有する。

- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- みずほ グローバル・セレクティッド・アンブレラ・ユニット・トラスト
- みずほ アンブレラ・ユニット・トラスト

注６．総費用および総収益

当該科目には以下のものが含まれている。

	(単位：ユーロ)	
	2010年	2009年
純売上		
管理報酬	665,747	700,622
営業費用		
投資顧問報酬、保管報酬および		
管理事務報酬	(649,175)	(683,955)
その他の費用	(25,935)	(22,483)
	(9,363)	(5,816)

注７．スタッフ

2010年および2009年12月31日現在、当社は従業員を有していない。

注８．親会社

当社は、普通株式の99.99%を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）により管理されている。当社の最終的な親会社は、日本の法律に基づき設立され、日本の東京に登記上の事務所を有するみずほ信託銀行株式会社である。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100 - 8333 東京都千代田区丸の内 2 丁目 5 番 1 号 丸の内二丁目ビルの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することが出来る。

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2010
(expressed in EUR)

<u>Assets</u>	2010	2009
Current assets		
Other transferable securities	193	196
Debtors		
Claims resulting from sales and the provisions of services becoming due and receivable within one year (Note 5)	69,426	77,283
Cash at bank	706,754	712,065
	776,373	789,544

The accompanying notes are an integral part of these annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2010
(expressed in EUR)

<u>Liabilities</u>	2010	2009
Capital and reserves (Note 3)		
Subscribed capital	500,000	500,000
Reserves		
Legal reserve	14,820	14,810
Profit brought forward	191,712	191,524
Profit/(Loss) for the financial year	(5,416)	198
	<u>701,116</u>	<u>706,532</u>
Provisions for liabilities and charges (Note 4)		
Provisions for taxation	472	472
Creditors		
Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year (Note 5)	63,871	72,190
Other creditors		
Becoming due and payable within one year	10,914	10,350
	<u>776,373</u>	<u>789,544</u>
	<u></u>	<u></u>

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Profit and loss account
For the year ended 31 December 2010
(expressed in EUR)

<u>Charges</u>	2010	2009
Gross charges (Note 6)	9,363	5,816
Other taxes	3,410	4,731
Profit for the financial year	-	198
	<u>12,773</u>	<u>10,745</u>
	<u>12,773</u>	<u>10,745</u>
<u>Income</u>	2010	2009
Other Interest receivable and similar income	7,357	10,745
Loss for the financial year	5,416	-
	<u>12,773</u>	<u>10,745</u>
	<u>12,773</u>	<u>10,745</u>

The accompanying notes are an integral part of these annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts
As of 31 December 2010

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the “Company”), initially called IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. on 16 May 2001.

Since 23 August 1995, the purpose of the Company is the creation, the administration and management of investment funds and in respect of mutual funds, in addition, the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests in the funds.

The Company is responsible for the following Luxembourg and Cayman mutual investment funds:

Luxembourg mutual investment funds

- Alamco Global Fund:
 - Global Fixed Income Active Portfolio;
- DIAM Fund:
 - Diam Japan Selection;
 - Diam Japan Small Cap Fund (set-up as of 6 April 2010);
 - Diam J-Reit Fund (liquidated as of 20 April 2010);
 - Diam Multicurrency Fund;
 - Diam Pacific Fund (liquidated as of 7 December 2010);
- DIAM Global Fund:
 - Diam HIR Global Allocation Fund;
- DIAM Regional Equity Fund:
 - Canadian Passive Equity Portfolio;
 - European HIR Equity Portfolio;
 - Pacific Passive Equity Portfolio;
 - US HIR Equity Portfolio;
- DKA International Fund:
 - Bond Portfolio;
 - Equity Portfolio;
- DLIBJ Open Fund:
 - GF97;
- Euro Advance Fund:
 - Global Equity Fund;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 1 - General (continued)

- Gaikadate Money Market Fund:
 - Euro Portfolio;
 - Sterling Pound Portfolio;
 - US Dollar Portfolio;
- Global Property Portfolio Fund:
 - Global Property European Income Fund;
 - Global Property European Growth Fund;
- IE96 Open Fund;
- MHTB Japan Equity Fund (set-up as of 24 September 2010);
- Mizuho Fund Series:
 - Euro Monthly Income Fund;
- Mizuho TB Fund:
 - Japan Equity Research Value Plus (set-up as of 24 September 2010);
- ML Selected Fund Series:
 - Mizuho Lazard Global Infrastructure Fund for Qualified Institutional Investors;
- Nikko AM World Fund:
 - Nikko AM Intech Global Care Fund;
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund:
 - European Bond Active Fund;
 - European Bond Income Fund;
 - European Equity Active Fund;
 - NZ US Hi-Grade Income Fund;
 - US Bond Income Fund;
- TMA Asia and Oceania Equity Fund A;
- TMA Umbrella Fund:
 - Emerging Markets Bond Portfolio;
 - Global Equity Portfolio;
 - Global Fixed Income Portfolio;
 - Hedged International Aggregate Bond Portfolio (liquidated as of 10 August 2010);
 - Hedged International Bond Portfolio;
 - International Aggregate Bond Portfolio;
 - International Bond Portfolio;
 - TMRA Global Income Portfolio;
 - Yen Hedged International Aggregate Bond Portfolio;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 1 - General (continued)

- TMA TN Kokusai Portfolio;
- TMA GO European Focus Portfolio;
- TMA TN ACWI Portfolio (set-up as of 28 January 2010);
- TMA Umbrella Fund II:
 - TMA Asia and Oceania Equity Master Fund;
- Tokio Marine Fund:
 - Far East Equity Portfolio;
- Top Manager:
 - Top Manager - I (Moderate Fund);
 - Top Manager - II (Balanced Fund);
 - Top Manager - III (Aggressive Fund);
- Top Managers Selection:
 - Capital Guardian Global Equity Portfolio;
 - FFTW Global Fixed Income Portfolio;
 - Payden & Rygel Global Fixed Income Portfolio;

Cayman mutual investment funds

- Mizuho Global Selected Umbrella Unit Trust:
 - Mizuho Strategic Commodities Fund;
- Mizuho Umbrella Unit Trust:
 - Caliburn Strategic Fund 2007-11;
 - Caliburn Strategic Fund 2008-02;
 - Caliburn Strategic Fund 2008-02 for Qualified Institutional Investors (in liquidation);
 - Caliburn Strategic Fund 2008-03 for Qualified Institutional Investors (in liquidation);
 - Caliburn Strategic Fund 2008-03 (JPY) for Qualified Institutional Investors (in liquidation).

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 2 - Significant accounting policies

The annual accounts are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and regulations in force in the Grand Duchy of Luxembourg.

The Balance sheet and the Profit and loss account have been drawn up in accordance with the layout prescribed by the law of 19 December 2002 related to the register of commerce and companies and the accounting and annual accounts of undertakings (the "Law of 19 December 2002").

The Company adopts the following accounting policies:

Profit and loss account presentation

In accordance with article 47 of the Law of 19 December 2002, the Company combined under the caption "Gross charges" or "Gross income" the following items:

- Net turnover;
- Other operating income;
- Other external charges.

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Consequently only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 3 - Capital and reserves

Subscribed capital

As at 31 December 2010 and 2009, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 500,000 represented by 20,000 shares with a face value of EUR 25 each.

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is effected after the approval at the general meeting of shareholders.

The movements on the legal reserve are as follows:

	2010 EUR	2009 EUR
Opening balance	14,810	13,639
Appropriation from profit	10	1,171
Closing balance	<u>14,820</u>	<u>14,810</u>

Results brought forward

	2010 EUR	2009 EUR
Results brought forward, at the beginning of the year	191,524	169,287
Profit of the preceding year	198	23,408
Appropriation to legal reserve	(10)	(1,171)
Results brought forward, at the end of the year	<u>191,712</u>	<u>191,524</u>

Note 4 - Provisions for liabilities and charges

This caption includes provisions for taxation for the year under review.

The Company, managing several mutual investment funds, is considered by the Luxembourg tax authorities to be a commercial company subject to corporate income tax, municipal business tax and net worth tax.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 5 - Claims resulting from sales and provisions of services

As stated in the various prospectuses of the funds for which the Company provides services, the Company is entitled to receive Management fees. Out of these fees the Company pays Advisory, Custodian and Administration fees.

As compensation for the services to be performed, the Company entered into an agreement with third party under which it is entitled to receive a fixed amount of management fees of USD 500, USD 1,000 or JPY 50,000 per annum and per sub-fund for the following funds:

- Alamco Global Fund;
- DIAM Fund;
- DIAM Global Fund;
- DIAM Regional Equity Fund;
- DKA International Fund;
- DLIBJ Open Fund;
- Euro Advance Fund;
- IE 96 Open Fund;
- Mizuho TB Fund;
- ML Selected Fund Series;
- MHTB Japan Equity Fund;
- Nikko AM World Fund;
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund;
- TMA Asia and Oceania Equity Fund;
- TMA Umbrella Fund II.

The Company is also entitled to receive a fee out of the assets of the following funds at the rate of 0.005% per annum calculated quarterly based on the average Net Asset Value of each Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears:

- Global Property Portfolio Fund;
- Mizuho Global Selected Umbrella Unit Trust;
- Mizuho Umbrella Unit Trust.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 6 - Gross charges and Gross income

This caption includes:

	2010 EUR	2009 EUR
Net Turnover		
Management fees	665,747	700,622
Operating charges		
Advisory, Custodian and Administration fees	(649,175)	(683,955)
Other charges	(25,935)	(22,483)
	<u>(9,363)</u>	<u>(5,816)</u>
	<u> </u>	<u> </u>

Note 7 - Staff

As at 31 December 2010 and 2009, the Company has no employees.

Note 8 - Mother Company

The Company is controlled by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. which owns 99.99% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Mizuho Trust & Banking Co., Ltd., a Bank incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo, Japan.

The consolidated accounts of Mizuho Trust and Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Marunouchi 2-Chome Building, 2-5-1, Marunouchi, Chiyoda-Ku, Tokyo,100-8333, Japan.

監査報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
ミュンスバッハ 株主各位

財務書類に対する報告書

2009年4月30日付の株主総会による任命を受けて、我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2009年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約、その他の注記で構成される添付の年次財務書類を監査した。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任は、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関連した内部統制の策定、実施および維持を行うこと、適切な会計方針を選択し適用すること、現状において合理的な会計上の見積を行うことを含む。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は「公認監査人協会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「監査人」は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。

また、監査は採用されている会計基準の適切性および取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2009年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査人

〔署名〕
ダニエル・メイ

ルクセンブルグ
2010年3月3日

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
Munsbach

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 30 April 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises” (continued)

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur d'entreprises

Daniel MEIS

Luxembourg, 3 March 2010

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
ミュンスバッハ 株主各位

2010年4月30日付の株主総会による任命を受けて、我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2010年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約、その他の情報で構成される添付の年次財務書類を監査した。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に關してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、年次財務書類の作成および表示についての責任ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および表示を可能にするため、取締役会によって決定されるその内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「公認の監査人」は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2010年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕
ダニエル・メイ

ルクセンブルグ、2011年3月25日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
Munsbach

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 30 April 2010, we have audited the accompanying annual accounts of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé” (continued)

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Daniel MEIS

Luxembourg, 25 March 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。